

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第16号

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
(瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部改正)

第1条 瀬戸市福祉事務所長委任規則(昭和62年瀬戸市規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第7条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。 (1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。)第9条第1項の規定による関係書類等の提出又は提示の命令に関する事。 (2)から(19)まで <省略> (20) 法第53条第1項の規定による更生医療及び <u>育成医療</u> に係る自立支援医療費の支給申請受理に関する事。 (21) <省略> (22) 法第54条第1項の規定による更生医療及び <u>育成医療</u> に係る自立支援医療費の支給の要否の認定に関する事。 (23) 法第54条第3項の規定による更生医療及び <u>育成医療</u> に係る自立支援医療受給者証の交付	第7条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。 (1) <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。)第9条第1項の規定による関係書類等の提出又は提示の命令に関する事。 (2)から(19)まで <省略> (20) 法第53条第1項の規定による更生医療に係る自立支援医療費の支給申請受理に関する事。 (21) <省略> (22) 法第54条第1項の規定による更生医療に係る自立支援医療費の支給の要否の認定に関する事。 (23) 法第54条第3項の規定による更生医療に係る自立支援医療受給者証の交付に関する事

に関すること。

(24) 法第56条第1項の規定による更生医療及び育成医療に係る支給認定の変更申請に関すること。

(25) 法第56条第4項の規定による更生医療及び育成医療に係る自立支援医療受給者証の返還に関すること。

(26) 法第57条第1項の規定による更生医療及び育成医療に係る支給認定の取消しに関すること。

(27) 法第57条第2項の規定による更生医療及び育成医療に係る自立支援医療受給者証の返還に関すること。

(28)から(34)まで <省略>

(35) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この条において「施行令」という。）第10条第3項の規定による障害者への通知に関すること。

(36)から(39)まで <省略>

(40) 施行令第33条第1項の規定による更生医療及び育成医療に係る自立支援医療受給者証の再交付に関すること。

(41) <省略>

(42) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年省令第19号。以下この条において「施行規則」という。）第18条の規定による障害福祉サービス受給者証の提出を求めることに関すること。

(43)及び(44) <省略>

(45) 施行規則第49条の規定による更生医療及び育成医療に係る自立支援医療受給者証の返還を求めることに関すること。

と。

(24) 法第56条第1項の規定による更生医療に係る支給認定の変更申請に関すること。

(25) 法第56条第4項の規定による更生医療に係る自立支援医療受給者証の返還に関すること。

(26) 法第57条第1項の規定による更生医療に係る支給認定の取消しに関すること。

(27) 法第57条第2項の規定による更生医療に係る自立支援医療受給者証の返還に関すること。

(28)から(34)まで <省略>

(35) 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下この条において「施行令」という。）第10条第3項の規定による障害者への通知に関すること。

(36)から(39)まで <省略>

(40) 施行令第33条第1項の規定による更生医療に係る自立支援医療受給者証の再交付に関すること。

(41) <省略>

(42) 障害者自立支援法施行規則（平成18年省令第19号。以下この条において「施行規則」という。）第18条の規定による障害福祉サービス受給者証の提出を求めることに関すること。

(43)及び(44) <省略>

(45) 施行規則第49条の規定による更生医療に係る自立支援医療受給者証の返還を求めることに関すること。

(瀬戸市障害認定審査会規則の一部改正)

第2条 瀬戸市障害認定審査会規則(平成18年瀬戸市規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。)及び瀬戸市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年瀬戸市条例第16号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、瀬戸市障害認定審査会に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査判定)</p> <p>第4条 障害程度区分の審査及び判定は、審査対象者について、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第20条第2項の規定による調査により作成された障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「省令」という。)第1条に規定する調査票により、当該審査対象者が省令第2条に規定する審査判定基準のいずれかに該当するかについて行うものとする。</p> <p>2 <省略></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。)及び瀬戸市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年瀬戸市条例第16号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、瀬戸市障害認定審査会に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査判定)</p> <p>第4条 障害程度区分の審査及び判定は、審査対象者について、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第20条第2項の規定による調査により作成された障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「省令」という。)第1条に規定する調査票により、当該審査対象者が省令第2条に規定する審査判定基準のいずれかに該当するかについて行うものとする。</p> <p>2 <省略></p>

(瀬戸市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 瀬戸市身体障害者福祉法施行細則(平成15年瀬戸市規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第9条 法第18条第1項の規定により行われた障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し法第38条第1項の規定により被措置者又はその扶養義務者（以下この条において「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、同一の月につき、被措置者が受けた指定障害福祉サービス等（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）から、同条第3項の規定により得た額を除いた額とする。</p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第9条 法第18条第1項の規定により行われた障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し法第38条第1項の規定により被措置者又はその扶養義務者（以下この条において「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、同一の月につき、被措置者が受けた指定障害福祉サービス等（<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）から、同条第3項の規定により得た額を除いた額とする。</p> <p>2及び3 <省略></p>

（瀬戸市知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第4条 瀬戸市知的障害者福祉法施行細則（平成15年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第5条 法第15条の4の規定により行われた障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し法第27条の規定により被措置者又はその扶養義務者（以下この条において「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、同一の月につき、被措置者が受けた指定障害福祉サービス等（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支</u></p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第5条 法第15条の4の規定により行われた障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し法第27条の規定により被措置者又はその扶養義務者（以下この条において「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、同一の月につき、被措置者が受けた指定障害福祉サービス等（<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123</p>

<p>援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）から、同条第3項の規定により得た額を除いた額とする。</p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）から、同条第3項の規定により得た額を除いた額とする。</p> <p>2及び3 <省略></p>
---	---

（瀬戸市障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第5条 瀬戸市障害者自立支援法施行細則（平成19年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（自立支援医療費の支給認定の申請）</p> <p>第26条 省令第35条第1項の規定による申請は、<u>自立支援医療費（更生・育成）支給認定（新規 再認定 変更）申請書</u>によるものとする。</p> <p>（自立支援医療費の支給認定の通知等）</p> <p>第27条 市長は、前条の申請に対し支給の認</p>	<p><u>瀬戸市障害者自立支援法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（自立支援医療費の支給認定の申請）</p> <p>第26条 省令第35条第1項の規定による申請は、<u>自立支援医療費（更生）支給認定（新規 再認定 変更）申請書</u>によるものとする。</p> <p>（自立支援医療費の支給認定の通知等）</p> <p>第27条 市長は、前条の申請に対し支給の認</p>

定を行ったときは、自立支援医療（更生・育成）受給者証を交付するものとする。

2 市長は、前条の申請に対し不認定の決定を行ったときは、自立支援医療（更生・育成）支給認定申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

（自立支援医療費の支給認定の変更の申請）

第28条 省令第45条第1項の規定による申請は、自立支援医療費（更生・育成）支給認定（新規 再認定 変更）申請書によるものとする。

（自立支援医療費支給認定の変更の通知等）

第29条 市長は、前条の申請に対し、又は職権により支給認定の変更の決定を行ったときは、自立支援医療費（更生・育成）支給認定変更決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請に対し支給認定の変更の却下の決定を行ったときは、自立支援医療費（更生・育成）支給認定変更申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

（自立支援医療費支給認定の取消しの通知）

第30条 市長は、法第57条第1項の規定により支給認定の取消しの決定を行ったときは、自立支援医療費（更生・育成）支給認定取消通知書により通知するものとする。

（自立支援医療費支給認定申請の内容の変更の届出）

第31条 省令第47条第1項の規定による届出は、自立支援医療費（更生・育成）支給認定申請内容変更届出書によるものとする。

（自立支援医療受給者証の再交付の申請）

第32条 省令第48条第1項の規定による申請は、自立支援医療（更生・育成）受給者証再交付申請書によるものとする。

定を行ったときは、自立支援医療（更生）受給者証を交付するものとする。

2 市長は、前条の申請に対し不認定の決定を行ったときは、自立支援医療（更生）支給認定申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

（自立支援医療費の支給認定の変更の申請）

第28条 省令第45条第1項の規定による申請は、自立支援医療費（更生）支給認定（新規 再認定 変更）申請書によるものとする。

（自立支援医療費支給認定の変更の通知等）

第29条 市長は、前条の申請に対し、又は職権により支給認定の変更の決定を行ったときは、自立支援医療費（更生）支給認定変更決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請に対し支給認定の変更の却下の決定を行ったときは、自立支援医療費（更生）支給認定変更申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

（自立支援医療費支給認定の取消しの通知）

第30条 市長は、法第57条第1項の規定により支給認定の取消しの決定を行ったときは、自立支援医療費（更生）支給認定取消通知書により通知するものとする。

（自立支援医療費支給認定申請の内容の変更の届出）

第31条 省令第47条第1項の規定による届出は、自立支援医療費（更生）支給認定申請内容変更届出書によるものとする。

（自立支援医療受給者証の再交付の申請）

第32条 省令第48条第1項の規定による申請は、自立支援医療（更生）受給者証再交付申請書によるものとする。

(瀬戸市障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第6条 瀬戸市障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年瀬戸市規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成18年政令第10号)、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号)及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</u>(平成24年厚生労働省令第28号)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生</p>	<p><u>瀬戸市障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)、<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成18年政令第10号)、<u>障害者自立支援法施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号)及び<u>障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</u>(平成24年厚生労働省令第28号)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>労働省令第29号)に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請等)</p>	<p>(指定の申請等)</p>
<p>第2条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書(第1号様式)により行うものとする。</p>	<p>第2条 <u>障害者自立支援法</u>第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書(第1号様式)により行うものとする。</p>
<p>2 <省略></p> <p>(変更等の届出)</p>	<p>2 <省略></p> <p>(変更等の届出)</p>
<p>第3条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>第34条の60及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(第2号様式)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(第3号様式)により、それぞれ行うものとする。</p>	<p>第3条 <u>障害者自立支援法</u>第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、<u>障害者自立支援法施行規則</u>第34条の60及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(第2号様式)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(第3号様式)により、それぞれ行うものとする。</p>
<p>(公示)</p>	<p>(公示)</p>
<p>第4条 市長は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。</p>	<p>第4条 市長は、<u>障害者自立支援法</u>第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。</p>
<p>(1)から(6)まで <省略></p>	<p>(1)から(6)まで <省略></p>

第1号様式中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第7条 瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成15年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通院者 条例第2条第1号の通院者をいう。ただし、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（以下「自立支援医療受給者証」という。）に記載された指定自立支援医療機関が愛知県外である者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者であって条例第3条第4項第4号に該当しないものを除く。</p> <p>(2) <省略></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通院者 条例第2条第1号の通院者をいう。ただし、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（以下「自立支援医療受給者証」という。）に記載された指定自立支援医療機関が愛知県外である者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者であって条例第3条第4項第4号に該当しないものを除く。</p> <p>(2) <省略></p>

（瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正）

第8条 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和62年瀬戸市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害者支援施設に準ずる施設)</p> <p>第7条 条例第9条の2第1項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p>	<p>(障害者支援施設に準ずる施設)</p> <p>第7条 条例第9条の2第1項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p>

(1)及び(2) <省略>

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）

(1)及び(2) <省略>

(3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。